

2025年（令和7年）4月1日

建設業者の皆様へ

災害復旧工事に配置される主任技術者及び 現場代理人の兼務制限について（お知らせ）

災害発生時における入札の不調・不落を防止し、円滑な工事執行を図るための兼務制限緩和について、2025年（令和7年）4月1日から、次のとおり設計金額ではなく請負代金額を兼務可否の判断基準とします。

1 内容

（1）主任技術者

改正後		
請負代金額	通常工事	災害復旧工事
4,500万円（※1）以上	原則1件	兼務制限緩和の廃止
500万円（※2）以上 4,500万円（※1）未満	3件以内	兼務制限なし
500万円（※2）未満	兼務制限なし	

※1 建築一式工事については9,000万円

※2 建築一式工事については1,500万円

（2）現場代理人

改正後		
請負代金額	通常工事	災害復旧工事
4,500万円（※1）以上	原則1件	兼務制限緩和の廃止
500万円以上 4,500万円（※1）未満	3件以内	兼務制限なし
500万円未満	兼務制限なし	

※1 建築一式工事については9,000万円

2 適用

2025年（令和7年）4月1日以降に入札の公告をし、又は見積書を徴する契約について適用します。

なお、2025年（令和7年）1月24日通知の「災害復旧工事に配置される主任技術者及び現場代理人の兼務制限について（お知らせ）」は廃止します。

【問い合わせ先】

〒720-8501

福山市東桜町3番5号

福山市建設局建設管理部建設政策課
(契約担当)

TEL 084 (928) 1076

FAX 084 (926) 9167

メールアドレス keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp

〒720-8526

福山市古野上町15番25号

福山市上下水道局経営管理部管財契約課

TEL 084 (928) 1503

FAX 084 (928) 1631

メールアドレス kanzai-keiyaku@city.fukuyama.hiroshima.jp